

上尾市メディカルケアステーション（MCS）運用ポリシー

上尾市医師会 第5版（令和7年4月改定）

1. 上尾市メディカルケアステーション(以下 MCS とする)は、医療・介護・福祉従事者の相互協力を推進する「連携ツールの一つ」であることを共通認識とする
2. 上尾市における MCS の活用方法は以下の通りとする
 - (1) 事業所内での情報共有
 - (2) 患者や利用者への支援につながる制度の案内、研修会や地域のイベント等の情報共有（あげお地域MCS」コミュニティグループ）
 - (3) 自由グループの作成（各職能団体や会議体等、グループの連絡手段など）
 - (4) グループ内や個別で相談し合える緩やかなネットワークづくり
 - (5) 患者(利用者)情報について支援関係者(連携メンバー)での情報共有
3. 法令及びガイドライン
厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS 運用管理規定」、「上尾市メディカルケアステーション(MCS)運用ポリシー」や関係法令等を遵守する
4. 利用対象者
上尾市内で医療・介護・福祉業務に従事している方
※医師及び医療機関については、原則上尾市医師会に所属されている場合を対象とする
5. 利用方法
 - ・「あげお地域MCS」コミュニティグループ:上尾市医師会ホームページの MCS 専用ページより、「あげお地域MCS」グループの参加申込みを行う。申込者は「あげお地域 MCS」の招待メールを受け取り後、参加する
※上尾市医師会在宅医療連携支援センター(以下、拠点とする)が窓口・管理を行う
 - ・「上尾医師会ねっと」:上尾市医師会の会員は参加する
※上尾市医師会事務局が窓口・管理を行う
 - ・その他の自由グループ、患者グループ:グループの代表者が窓口・管理を行う
6. 患者グループ利用時の注意事項
患者(利用者)情報を MCS で共有する場合、支援者は必ず患者(利用者)、または家族等の同意を得る
 - (1)「多職種協働における個人情報使用同意書」
 - (2)口頭、電話による方法など(この場合、同意を得た旨、「いつ・誰が・誰に対して 同意を得たかなど」をカルテに記録する)
 - ・患者グループは管理者が作成、管理を行う。任意で患者(利用者)や家族も参加できる
 - ・患者(利用者)の急変時などの緊急連絡にはMCSを使用せず、原則電話等で直接連絡する
 - ・患者(利用者)の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合は、患者(利用者)グループの保管を行う
 - ・患者グループの管理者は、参加者の退職・人事異動等があった場合、グループからの退出手続きを速やかに行う
7. 注意事項
 - ・患者(利用者)グループ以外の自由グループでは、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない
 - ・職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解する
 - ・MCS は、その利用者を 24 時間 365 日拘束したり、即時対応を求めるものではない
 - ・「あげお地域MCS」の参加者で退職や転勤等で事業所が変更になった場合は、拠点に報告する
 - ・「あげお地域 MCS」の管理上、在籍確認で半年間連絡がつかない場合は、管理者の権限で退会させることができる
 - ・MCSのシステム上の問題については、MCS のサイト上から問い合わせる
8. 不明な点は、必要に応じて拠点に確認を行う